

事 務 連 絡

平成19年2月16日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

オーストラリア産菜種の検査命令の実施について

標記については、本日付け食安輸発第0216004号により通知しているところですが、当該検査命令の実施については、下記の点に留意した上で実施するよう対応方よろしくお願いします。

記

1. 本船にバルク形態で積載されたものの輸入届出を受理した場合は、同一本船、同一ハッチに由来する貨物が、異なる港に荷揚げされることがあることから、その都度、企画情報課検疫所業務管理室に照会すること。
2. 輸入者が、予め全てのサイロ等について検査を行う旨申し出た場合には、当該検査に関わるすべての輸入届出に対して検査命令書を交付すること。
3. 製品検査結果通知書には、検査を行ったロットが確認できるように、検体を採取した船名、港名、ハッチ番号、蔵置場所、サイロ番号等が記載されるように登録検査機関に指導すること。